

調達要求番号：6PRR1CH0001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号		仕 様 書 番 号
要超低温保管医薬品の輸送役務	E Y B - Z - 1 0 0 2 1 2 D	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和6年9月13日
	変 更	令和8年7月22日
	作成部隊等名	関東補給処用賀支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する要超低温保管医薬品の輸送役務について規定する。

2 輸送役務に関する要求

輸送役務に関する要求は、特に調達要領指定書に指定する場合を除き、次による。

2.1 輸送区間及び輸送時期

輸送区間及び輸送時期は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 輸送品目及び輸送の単位

2.2.1 輸送品目

輸送品目は、「照射凍結赤血球－LR「日赤」用時解凍洗浄」とし、外観は付図による。

2.2.2 輸送の単位

輸送の単位は、各輸送区間における輸送回数とする。

なお、1回あたりの輸送個数は調達要領指定書によって指定する。

2.3 輸送役務の範囲

梱包資材の準備及び発地で官側から輸送品目を引渡し後、着地で官側が受領するまでの間の全ての事項（梱包、輸送にかかる手続き等必要な処置）について契約相手方が実施するものとする。

2.4 輸送条件

2.4.1 管理温度

管理温度は－6.5℃以下とし、輸送間は管理温度を保持するものとする。ただし、発着地における引渡し数量・品質の確認及び輸送に必要な各種検査等による一時的な温度上昇はこの限りではない。

2.4.2 輸送間の温度確認

温度ロガーを設置し、輸送後に輸送間の温度変化を確認できるものとし、使用するロガーは、航空機輸送の全区間において温度が測定可能であり、梱包された容器の外側に設置して表示された温度が目視可能なものとする。

また、各容器に予備の温度ロガー1個を同梱し、温度ロガーに故障等の不具合が発生した際は、予備の温度ロガーにより対応するものとする。

2.4.3 梱包要領

冷媒はドライアイスを用いるものとし、輸送物品の製品表示確認用空孔からドライアイスが混入しない措置を講ずるものとする。また、梱包容器内の輸送物品は平置き（重ね可）とする。その他の要領については、契約相手方の定める実施要領による。

2.4.4 輸送手段

輸送手段は、航空機輸送を主とした輸送とし、輸送時間が最も短縮できる手段とする。

2.4.5 輸送手続きに関する調整

航空会社又は法令の定め等に基づく書類等が必要な場合に、官側との調整が必要なときは、関東補給処用賀支処衛生部技術課技術管理班と調整するものとする。

2.4.6 物品の受領及び引渡し

契約相手方は、発注書受領後、速やかに官側からの物品の受領日時及び着地での官側への引渡しの日時等について官側と調整するものとする。その際、天候不良による欠航等に留意する。

2.4.7 履行の完了

輸送が終了したときには、関東補給処用賀支処総務部輸送課輸送班の役務検査官に速やかに報告し、同検査官に温度ロガーから抽出した輸送間の温度変化データ（紙媒体又は電子データ）を提出して検査官が確認した時をもって履行完了とする。ただし、提出された温度変化データに2.4.1項ただし書きに示す内容以外で管理温度を逸脱していることが確認された場合は、逸脱の状況及び輸送物品への影響の確認により、問題がないことが確認できた時をもって履行完了とする。

3 その他の指示

3.1 輸送間の留意事項

輸送物品に対してX線による検査等を行ってはならない。ただし、航空保安上の観点からセキュリティレベルが上がり、X線検査を行うことが必須となった場合は、判明した段階（検査前）で、契約担当官等に申し出て対応について協議するものとする。

3.2 損害賠償

契約相手方の責に帰する理由により輸送品目に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。なお、2.4.7項に示す温度変化データ提出時に、契約相手方の責に帰する理由により管理温度を逸脱し、輸送物品に影響があったことが確認された場合についても同様とする。

3.3 免責

輸送品目の滅失、き損、延着等の原因が契約業者約款（国土交通大臣認可）に定める免責事項に該当した場合は、賠償を免除するものとする。ただし、故意または重大な過失があった場合はこの限りではない。

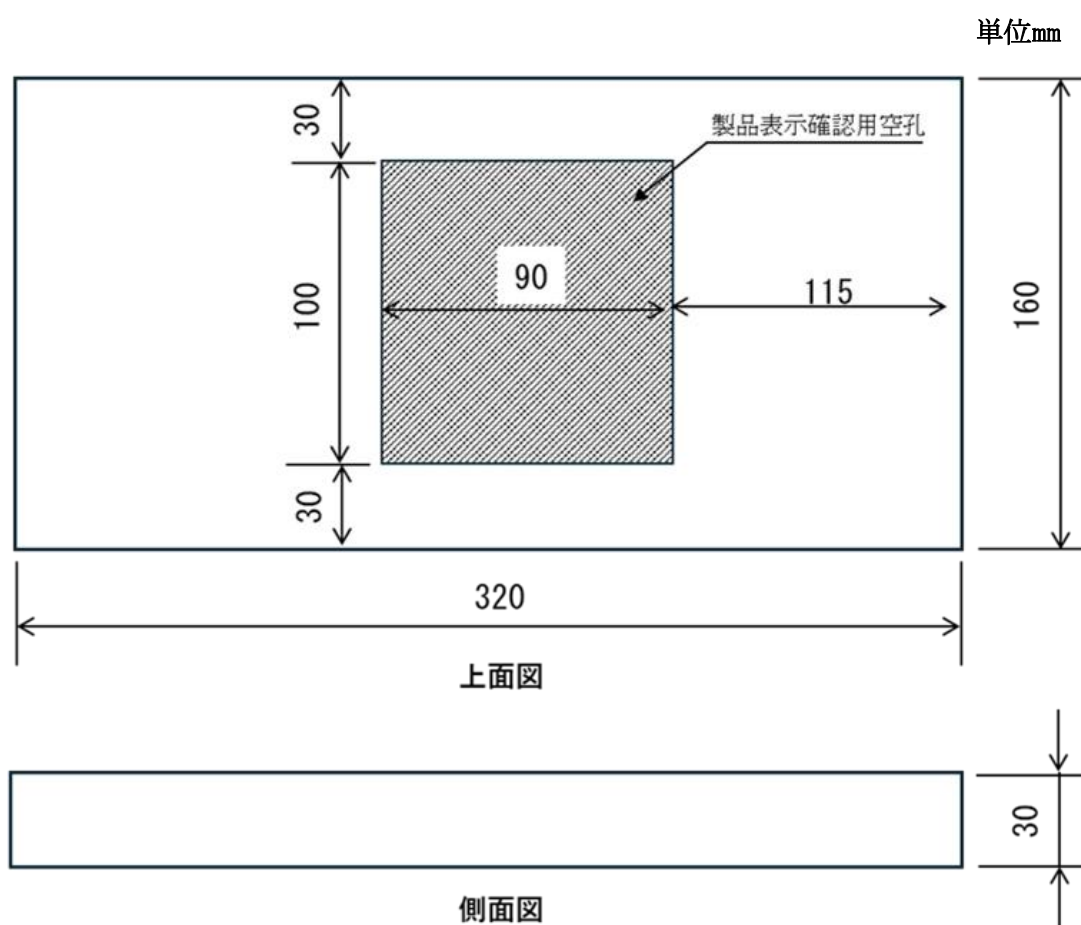
3.4 不測事態

大規模自然災害、事態対処など特別な事情によって、この契約の履行に支障が生じるおそれがある又は支障が生じた場合、遅滞なく契約担当官等に詳細な情報を提供し、処置事項について官側と協議する。

3.5 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に疑義が生じた場合は、契約担当官等に申し出て、その指示を受ける。

付図



注記 1 寸法及び形状は、標準を示す。

注記 2 斜線部は、空孔を示す。